

関係団体へのアンケート結果

頁	項目	ご意見	回答（事務局案）
5	障害者の定義 (解説1)	<p>解説が補足され、「障害の社会モデル」について言及している点は高く評価いたします。</p> <p>しかしながら、「障害の社会モデル」は解説のみではなく本来条例に盛り込まれるべきものと思います。</p> <p>東京都条例（東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例）では、「障害の社会モデル」が（定義）、（基本理念）、（都の責務）、（都民及び事業者の責務）及び（教育の推進）の項目で条文化されています。</p>	<p>「障害の社会モデル」を条例本文に盛り込むことを検討しましたが、「障害」の考え方については、旧来、個人の心身機能によって生じるものであるとする「医学モデル」があり、その後、機能障害のある人のみに起因するのではなく、社会的障壁と相対することによって生じるものであるとする「社会モデル」の考えが示され、障害者差別解消法や東京都の障害者差別解消条例はこの考え方を踏まえたものであると理解しておりますが、さらにWHOで採択されたICF（国際生活機能分類）においては、心身機能又は社会環境のいずれかを過大視することなく、その背景にあるものも含めた相互作用によって生じるものであるとする「ICFモデル」も示されました。</p> <p>このような考え方がある中、小金井市の条例においては「社会モデル」のみを過大視することは避け、それを含めた様々な考え方を踏まえているということを解説に記載するにとどめることとしました。</p>
7	障害者の定義 (解説6)	<p>解説が補足され、権利条約前文が記載されたことは障害者の支援の心構えを理解するうえで意義があると思います。</p>	
11	虐待の定義 (条文及び解説)	<p>条文に、虐待防止法の「経済的な不利益を生じさせる」が追加されたことは当然とも言えます。</p>	
12	基本理念 (条文及び解説)	<p>●意見1</p> <p>条文の中「障害者でない者と等しく」という文言を削除していただきたいと思います。</p> <p>【理由（「その他」に記載）】</p> <p>条文全体から「障害者と障害者でない者」を比べる文言をなくしていただきたいと思います。</p> <p>多様性に対する理解が、近年深まってきています。</p> <p>人はその属性・特性にかかわらず、皆、平等であると思います。</p> <p>人を比較する文言には違和感があります。</p>	<p>「人はその属性・特性にかかわらず、皆、平等である」というのはそのとおりであると理解しておりますが、本条例の目的が障がいと理由とする差別を解消することであるあり、そのために「障害者」を定義し、そこで定義した障害者とそうでない人の垣根をなくすことを目指していることを踏まえると、障がいについての理解を深めることが重要であり、そのためには障がいのある人とない人の違いを理解することが必要であると考えております。障害者と障害者でない者の違いを理解し、その上で平等に権利を有しているということを表現する意味において、「障害者でない者と等しく」という文言は必要であると考えております。</p> <p>なお、「条文全体から障害者と障害者でない者を比べる文言をなくしていただきたい」旨のご意見もいただきましたが、教育に関する規定に係る議論の過程においては、「障害の有無に関わらず」を「全ての」という表現にするという考え方も挙げられましたがたものの、本条例が障害者差別解消法の趣旨にのっとったものであることを踏まえると「障害の有無に関わらず」という文言は必要であろうという結論に至りました。</p>

		<p>●意見2 「意思決定支援」は障害者総合支援法及び障害者基本法で重要な取り組みとして位置づけておりますので、条例に盛り込むことが重要と考えます。</p>	<p>【第1案】 意思決定支援については、扱われる分野によって解釈や手法に違いがあるようなことも見受けられるため、「意思決定支援」という言葉だけが独り歩きしてしまうことが懸念されたことから、基本理念の条文において、直接的な言葉は謳わずに意味だけを盛り込むこととしました。一方、考え方としては重要と捉えていることから、解説において「このような支援を一般に「意思決定支援」といいます言われています。」という説明を加えました。</p> <p>【第2案】 —意思決定支援については、扱われる分野によって解釈や手法に違いがあるようなことも見受けられるため、「意思決定支援」という言葉だけが独り歩きしてしまうことが懸念されたことから、基本理念の条文において、直接的な言葉は謳わずに意味だけを盛り込んだところですが、ご意見を踏まえ、追加した条文中「意思決定に必要な可能な限りの支援」の後に「（意思決定支援）」という形で明記することとしました。</p>
15	合理的な配慮 (解説)	(意見なし)	
22	教育 (条文)	条文を修正した理由が解説では記載されていません。修正の理由を教えてください。	<p>条文を修正した理由は、修正前の規定では、「…講ずるものとする。」で文章が切れていたため、「また、」の後の「関係職員」というのが「市の関係職員全体」を指すのか、「教育の関係職員」を指すのかが分かりづらいという意見が出たため、文章を一つにすることにより「教育の関係職員」を指すことを明確にしました。</p> <p>なお、規定そのものは上記のように修正しましたが、規定する内容は変わらないため、解説はそのままとしております。</p>
23	特定相談 (解説)	解説で「特定相談」とした理由を説明しており理解が深まると思います。	
31	付則 (条文及び解説)	<p>条文から「施行後3年を目途として」が削除されましたが、次の見直しの必要性を判断するためには、継続的に「施行の状況、社会情勢の推移等」を集積、解析することが欠かせないと思います。</p> <p>所管の自立生活支援課は毎年施行状況及び社会情勢の推移等を集積、解析し、3年を目途に小金井市地域自立支援協議会に報告して、見直しの必要性について意見を聴くことが条例を活かすことになると思います。</p>	<p>「継続的に集積、解析することが欠かせない」とのご意見を踏まえるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の見直し周期に鑑み、今回改正する条例施行後3年を目途に見直しを行う旨を規定することとしました。</p>